

平成 25 年 11 月 1 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 此下 竜矢  
(コード 2388 東証 J A S D A Q 市場)  
問合せ先 執行役員 横山 幸弘  
(TEL 03 - 6225 - 2207)

### 本日の証券取引等監視委員会による勧告について

本日、証券取引等監視委員会（以下「監視委」）により、平成 22 年 3 月に当社が行いました転換社債の引受を行うと公表した行為などにつき、概要、株価つり上げのため虚偽の内容を含む公表を行うなどしたとして、当社並びに当社親会社にあたる昭和ホールディングス株式会社の取締役であった個人に対し、金融商品取引法違反（偽計）の疑いで約 40 億 9605 万円の課徴金納付命令を出すよう金融庁に勧告したとの公表がなされました。

当社に対しまして株主様等からいくつかご質問を頂いておりますので、ここに集約してご報告させていただきます。

① 当該勧告についての当社の見解はどのようなものか？

当社といたしましては、監視委等から一切の連絡、通知、調査等を受けておりません。このような勧告がなされる場合、当社への聴聞は不可避であると考えられることから、そのような連絡等がないままこのような勧告が行われたことは極めて遺憾です。また、当該転換社債については当社の業績報告等において報告しておりますとおり、投資収益ならびに事業拡張を獲得しており、勧告にある監視委の認定している内容は事実と異なると考えております。

② 当該転換社債引受は適法に行われたのか？

当該転換社債の引き受けは適法に行われております。勧告では「転換権等の行使による株式の取得や、・・・受取利息等の投資収益の増加は見込めず、」と、当社の開示が虚偽であったとされております。しかしながら当社の業績報告等において報告しておりますとおり、当社は当該転換社債から利息収入を獲得し、その後、償還資金を原資の一部としてホテル保有会社の持分を取得して事業領域の拡大に成功しております。従いまして、業績報告等に報告したとおりに実現しており、虚偽の内容を含むものではありません。

なお、当該ホテルの保有によるその後の事業は成功して進捗しており、その内容は当社が既にお知らせしておりますとおりです。

<http://www.wedge-hd.com/IR/irnews/2013/i20130830.html>

③ 当該課徴金を当社が払うことになるのか？

勧告によれば、課徴金納付命令対象者は個人とのことであり、当社は課徴金納付命令対象者ではありません。また当該課徴金納付命令対象者の課徴金を当社が支払うということはありません。

そもそも勧告自体、根拠のないものであると考えておりますので、上記勧告は金融庁の審判手続き等において否定されるものと考えます。また、課徴金納付命令対象者とされた個人に協力し、その後の金融庁における審判ならびに裁判において、当社の取引等が適切な処理であったことなどを証明してまいります。

以上、主要な論点は上記のようになっておりますので、お知らせいたします。

当社といたしましては、今後とも、中期事業計画の実現に向け業績伸張、企業価値向上を目指して邁進して参りますので、本件につきましても何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上